

市税の納付について

福山市では、みなさんの生活に関わりのある様々な仕事を行っています。
市税は、これらの仕事を進める上で、最も大切な財源です。
期限内に納付していただきますよう、みなさんのご協力をお願いします。

■ 2025 年度（令和 7 年度）市税の納期限一覧表

納期限 \ 税 目	市・県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 種別割	国民健康 保険税
4 月 30 日 (水)		1 期		
6 月 2 日 (月)			全期	
6 月 30 日 (月)	1 期			
7 月 31 日 (木)		2 期		1 期
9 月 1 日 (月)	2 期			2 期
9 月 30 日 (火)		3 期		3 期
10 月 31 日 (金)	3 期			4 期
12 月 1 日 (月)				5 期
12 月 25 日 (木)		4 期		6 期
2026 年 (令和 8 年) 2 月 2 日 (月)	4 期			7 期
3 月 2 日 (月)				8 期

■ 2025 年度（令和 7 年度）その他の市税の納期限など

※納期限が金融機関などの休業日の場合は、翌営業日が納期限となります。

税 目		納期限	支払者
個人 市・県民税 (特別徴収)	給 与	翌月 10 日まで	特別徴収を選択している会社・個人事業主など
	退職所得	退職手当等支払月の翌月 10 日まで	
	公的年金	年金支払月の翌月 10 日まで	
法人市民税	中間申告	事業年度開始の日以後 6 カ月を経過した日から 2 カ月以内	福山市内に事務所や事業所がある法人
	確定申告	事業年度終了の日の翌日から 2 カ月以内	
市たばこ税		翌月末日まで	製造たばこの製造者・卸売販売業者など
入湯税		翌月 15 日まで	入湯客（鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収）
事業所税	法 人	事業年度終了の日から 2 カ月以内	事務所の床面積 1,000 m ² 超または従業員数 100 人超の事業者
	個 人	事業を行った年の翌年 3 月 15 日まで	
国民健康保険税 (特別徴収)		年金支払月の翌月 10 日まで	年金支払者（日本年金機構など）

■ 市税の納付場所

福山市税納付書は、次の場所で使うことができます。

銀 行	広島、中国、山陰合同、山口、百十四、伊予、西日本シティ、トマト、もみじ、香川、愛媛
信 用 金 庫	広島、しまなみ
信 用 組 合	広島県、広島商銀、両備、備後、笠岡
そ の 他	中国労働金庫、福山市農業協同組合、広島県信用漁業協同組合連合会 全国の地方税統一 QR コード対応金融機関 (ただし、納付書に「eL マーク」の記載があるものに限る) 
ゆうちょ銀行 (郵 便 局)	※入湯税など一部使用できない納付書があります。
コンビニエンスストア	P.73 参照 ※バーコードが付いている納付書のみ使用できます。
市 役 所	本庁納税課（※国民健康保険税は保険年金課）、西部・北部・東部市民センターおよびかなべ市民交流センターの市民サービス課 新市・沼隈・内海支所

※2025 年（令和 7 年）4 月 1 日現在
そのほか、キャッシュレス納付などの方法もあります（P.74～77 参照）。

市税等の納付

■ コンビニエンスストアでの納付

福山市税は全国の主要なコンビニエンスストアで納めることができます。

◆ 納付できる税目

市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税

◆ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ニューヤマザキデイリーストア、MMK（マルチメディアキオスク端末）、ポプラ、スリーエイト、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、ハマナスクラブ

※2025 年（令和 7 年）4 月 1 日現在

◆ 納付方法

- 1 納付書（バーコードが印刷されているもの）をレジに提出してください。
- 2 バーコードの読取内容を確認し、タッチパネルの「OK」ボタンにタッチしてください。
- 3 現金で納付をお願いします（カード類や商品券などでは支払えません）。
- 4 領収証書とコンビニ発行のレシートを忘れずに受け取ってください。

◆ 利用上のご注意

- 1 次の納付書は、コンビニエンスストアでは取扱いできません。
 - (1) バーコードがついていないもの
 - (2) 1 枚の税額が 30 万円を超えるもの
 - (3) 使用できる期限を過ぎたもの
 - (4) 傷や汚れでバーコードが読み取れないもの
 - (5) 金額を訂正したもの
- 2 納付手数料はかかりません。
- 3 コンビニエンスストアで納付された場合、福山市が納付を確認できるまでに日数を要することがあります。



■口座振替での納付

口座振替とは、市税をご指定の預（貯）金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。安全で納め忘れの心配がなく、納期ごとに金融機関などに出かける手間が省けます。

◆口座振替ができる税目

市・県民税（普通徴収・特別徴収）、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税種別割、国民健康保険税

◆取扱い金融機関（国内全店舗）

広島銀行、中国銀行、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、山陰合同銀行、山口銀行、百十四銀行、伊予銀行、西日本シティ銀行、トマト銀行、もみじ銀行、香川銀行、愛媛銀行、広島信用金庫、しまなみ信用金庫、広島県信用組合、信用組合広島商銀、両備信用組合、備後信用組合、笠岡信用組合、中国労働金庫、福山市農業協同組合、広島県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

※2025 年（令和 7 年）4 月 1 日現在

◆申込み方法

1 取扱い金融機関の窓口で申し込む

市内全ての取扱い金融機関に申込書を設置しています。

振替を希望する預（貯）金口座がある金融機関でお申し込みください。

＜申込みに必要なもの＞

- ・口座番号がわかるもの
- ・預（貯）金口座に使用している印鑑
- ・（固定資産税の場合）納税通知書番号

※市外の店舗へお越しの場合は、事前に納税義務者の人に申込書を送付します。納税課（P.102 参照）へご連絡ください。



市税等の納付

2 市役所窓口で申し込む

市役所では、専用端末機にキャッシュカードを通すことで口座振替の申込みができる「ペイジー口座振替受付サービス」を行っています。

なお、手続きができるのは振替口座の名義人ご本人様に限ります。



（対象金融機関）

広島銀行・中国銀行・みずほ銀行・三菱 UFJ 銀行・山口銀行・伊予銀行・もみじ銀行・愛媛銀行・広島信用金庫・しまなみ信用金庫・中国労働金庫・福山市農業協同組合・ゆうちょ銀行

※2025 年（令和 7 年）4 月 1 日現在

3 ホームページから申込書をダウンロードし、市役所に郵送する

詳しくは福山市ホームページをご覧ください。

◆振替開始について

毎月 25 日（金融機関の休業日にあたるときは、その直前の営業日）までに金融機関が受理した申込みについて、翌月末以降に到来する振替日から振替を開始します。

◆振替日について

振替は各納期限日に行います。

市・県民税（普通徴収）および固定資産税・都市計画税は、振替方法として

- **全期振替**（第 1 期の納期限に、第 1 期～第 4 期までの全額を一括振替）
- **期別振替**（納期ごとに当該納期の税額を振替）

のどちらかを選択することができます。

◆登録内容の変更・廃止について

＜振替口座や振替方法を変更したいとき＞

金融機関の窓口で再度口座振替の申込み手続きを行ってください。

※利用する金融機関を変更する場合、これまで利用していた金融機関の口座振替廃止手続きをする必要はありません。

＜口座振替をやめたいとき＞

口座振替廃止の手続きが必要です。

金融機関窓口や郵送などで手続きを行ってください。

※納税義務者がお亡くなりになっている場合は、納税課（TEL084-928-1029）までご連絡ください。

2025 年度（令和 7 年度）から

「福山市税口座振替納付済通知書」の送付を廃止します

これまで口座振替の結果として送付していましたが、省資源化の推進および経費節減の観点から、送付を終了させていただきます。口座振替の結果につきましては、振替日以降に預貯金通帳への記帳などによりご確認ください。確定申告等で利用されていた人は、納税通知書などで税額をご確認ください。

「継続検査用納税証明書」の送付を廃止します

これまで口座振替などで納付された人に「継続検査用納税証明書」を送付していましたが、継続検査窓口での提示を省略できるようになったため、送付を廃止させていただきます。ただし、一部「継続検査用納税証明書」が必要な場合がありますので、ご注意ください（P.86 参照）。

■クレジットカード・インターネットバンキングでの納付

「地方税お支払サイト」へアクセスすることで、次の市税がクレジットカード・インターネットバンキングで納付できます。

◆納付できる税目

市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割

◆納付に必要なもの

1 スマートフォンやタブレットなど

2 納付書

（ただし、地方税統一 QR コードが印刷されていない納付書や、納税誓約に係る納付書は使用できません。）



◆「地方税お支払サイト」へのアクセス方法

検索エンジンから「地方税お支払サイト」で検索してください。

または、右の QR コードを読み込んでください。

リンク先のページより、納付をお願いします。



◆利用上のご注意

納付金額に応じて、次のシステム利用料が必要です。

【クレジットカードの場合】

納付金額	システム利用料（税込）
1 円～10,000 円	40 円
10,001 円～20,000 円	123 円
20,001 円～30,000 円	205 円
30,001 円～40,000 円	288 円
40,001 円～50,000 円	370 円
以降、納付金額が 10,000 円増えるごとにシステム利用料（税込）が 82 円または 83 円ずつ加算されます。	

※2025 年（令和 7 年）4 月 1 日現在

※操作方法、利用可能なクレジットカードおよびシステム利用料についてご不明な点がある場合は、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

■スマートフォン決済アプリでの納付

福山市税は指定のスマートフォン決済アプリで納付できます。

◆納付できる税目

市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税

◆納付に必要なもの

- 1 カメラ機能付きのスマートフォンやタブレットなど
- 2 納付書

（ただし、バーコードまたは地方税統一 QR コードが印刷されていない納付書は使用できません。）

3 次のスマートフォン決済アプリ

(1) バーコードを使用する場合

PayPay、PayB、au PAY、FamiPay

(2) 地方税統一 QR コードを使用する場合

「地方税お支払サイト」をご確認ください。



◆利用上のご注意

オンラインでの決済となるため、領収証書は発行されません。書面での領収証書が必要な人は市役所の窓口やコンビニエンスストア、金融機関などでご納付ください。

■ 市税の過誤納金について

市税を誤って二重に納めたときや、納付後に税額が減じたときなどに、**過誤納金**（納め過ぎの金額）が生じることがあります。

過誤納金をご指定の口座へ**還付**（お返し）するほか、納期限が過ぎているのに納められていない市税があれば、そちらへ**充当**（繰入れ）します。

◆ 還付・充当の手続き

過誤納金が発生したときは、「市税 還付充当通知書」を送付して処理内容をお知らせします。

還付金の受取りに書類の返送が必要な場合がありますので、必ず内容をご確認ください。

！ 特殊詐欺にご注意ください ！



税務職員を装い、「税金を還付する」などと言って金銭やキャッシュカードをだまし取る詐欺が発生しています。

市の職員が ATM（現金自動預け払い機）の操作を依頼したり、キャッシュカードを受け取ったりすることは絶対にありません。

■ 市税の滞納について

市税を納期限までに納めないことを**滞納**といいます。

滞納された場合、期限内に納付した納税者との公平性を保つため、本来の税金のほかに延滞金を徴収したり、滞納処分を行ったりすることがあります。

◆ 納期限を過ぎたら

納期限を過ぎても納付されていない市税があるときは、督促状を送付してお知らせします。そのままにしておくと延滞金が加算される可能性があります。速やかに納付してください。

年度当初に送付した納付書や督促納付書などは、納期限を過ぎた後でも使うことができます。

(調定年度の翌年 5 月 31 日まで)

※なお、「指定納付期限」が記載されている催告納付書などは期限を過ぎると使用することができません。



◆ 延滞金の計算方法

延滞金は、滞納した金額と期間に応じて算出します。

延滞金の割合は、租税特別措置法に基づき財務大臣が告示する割合により変動します。

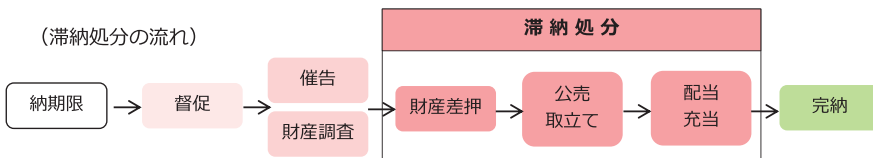
- 2025 年(令和 7 年)1 月 1 日～2025 年(令和 7 年)12 月 31 日までの延滞金の割合
 - 納期限の翌日から 1 月を経過するまで…年 2.4%
 - 納期限の翌日から 1 月を経過する日の翌日以降…年 8.7%

※算出した延滞金が 1,000 円未満のときは、延滞金はかかりません。

◆ 滞納処分

督促状や催告書などで納税のお願いをしても滞納が続く場合は、やむを得ず財産を差し押さえ公売するなどの滞納処分を行うことになります。

(滞納処分の流れ)



差押えのできる財産

動 産 (家具・ステレオ・ピアノ・宝石・書画骨とうなど)
 不動産 (土地・家屋など)
 電話加入権
 債 権 (給与・預(貯)金・生命保険・売掛金など)
 その他 (自動車・機械類など)

◆納税の猶予

次の事情で市税の納付が困難と認められる場合は、1年以内の期間に限り、納税の猶予を受けることができます。

- ・不慮の災害により被害を受けたとき、または盗難にあったとき
- ・本人もしくは家族が病気にかかり、または負傷したとき
- ・事業を廃止または休止したとき
- ・事業に著しい損失を受けたとき
- ・失業、失職、休業、休職の状態にあるとき
- ・滞納処分を受けると、事業の継続または生活の維持が困難となるとき



◆納税相談をご利用ください

市税を滞納すると、納税者にとって不利益となることはもちろん、福山市にとっても滞納整理に多大な費用を要することになります。

市税を期限内に納付することが困難なときは、事前に納税課(P.102参照)までご相談ください。

電話で市税の未納をお知らせしています

福山市では「福山市納税案内センター」を設置し、市税を納期限までに納められていない人に対して、電話などで納税の呼びかけを行っています。

電話は平日の昼間だけでなく、夜間や日曜日にもかけることがあります。

本センターに折り返しお電話をいただいた場合は、ご本人様確認のためにお名前やご住所をお伺いしますのでご了承ください。

【 福山市納税案内センター：TEL084-928-1236 】



市税の納付 Q & A

納期限までに市税を納められないのですが

Q. 市税を納期限までに納められそうにありません。
どうすればよいでしょうか。

A. 納期限までに納税できないご事情があるときは、
事前に納税課（P.102 参照）へご相談ください。
放置したまま滞納になると、延滞金がかかるな
どの不利益が生じることがあります。



預金残高の不足などで口座振替できなかった場合は

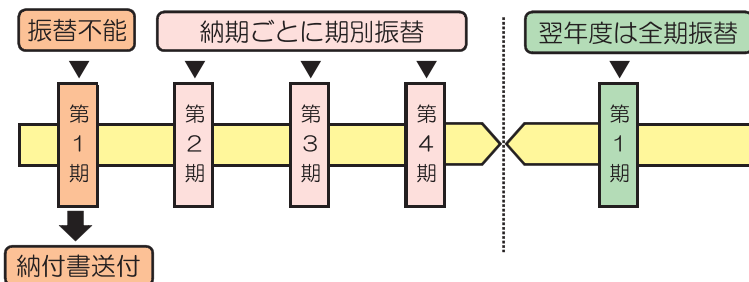
Q. 市税の納付に口座振替を利用していますが、振替日に預金残高が不足
していて引き落としされませんでした。このような場合はどうなります
か。

A. ご指定の口座から振替ができなかったときは、「口座振替不能通知書」
を送付してお知らせします。

附属の納付書で納めてください。

なお、全期振替ができなかった場合、納期限が到来している第1期分
のみ納付書を送付し、第2期から第4期分はそれぞれの納期限に期別振
替します。

(例) 全期振替ができなかった場合



承諾なしに財産が差し押さえられましたが

Q. 市税を滞納したところ、承諾なしに財産が差し押さえられました。
このようなことが許されるのでしょうか。

A. 法律では、督促状の発送後 10 日を経過した日までに市税を完納しない場合は、本人への連絡や同意なく財産の差押えができるとされています。

しかし、あくまでも自主的に納税していただくため、督促状の発送後も文書や電話などで納税のお願いをしています。

それでも滞納が続く場合、期限内に納税された人との公平性を保つため、やむを得ず財産の差押えを行うことになるのです。

このようなことにならないよう、納税が難しいご事情があるときは、お早めに納税課（P.102 参照）へご相談ください。



平日夜間や日曜日の納税相談日は

Q. 納税相談に行きたいのですが、平日の昼間は市役所に行くことができません。

A. 福山市では、毎年 5 月・8 月・12 月・3 月に平日夜間や日曜日の相談日を設けています。

詳しい日程は広報紙やホームページで随時お知らせします。

○平日夜間相談

時 間：午後 5 時 30 分から午後 7 時 30 分まで

場 所：納税課

○日曜日相談

時 間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

場 所：納税課など